

緊急事態宣言の延長に対する対応について

令和3年2月
経済産業省

売上の減少した中小事業者に対する一時支援金の支給

対象

緊急事態宣言に伴う飲食店の時短営業や不要不急の外出・移動の自粛により影響を受け、売上が減少した中堅・中小事業者

要件

緊急事態宣言の再発令に伴い、

①緊急事態宣言発令地域の飲食店と直接・間接の取引があること、
(農業者・漁業者、飲食料品・割り箸・おしぼりなど飲食業に提供される財・サービスの供給者を想定)

または、

②緊急事態宣言発令地域における不要不急の外出・移動の自粛による直接的な影響を受けたこと
(旅館、土産物屋、観光施設、タクシー事業者等の人流減少の影響を受けた者を想定)

により、本年1～3月のいずれかの月の売上高が対前年比 (or対前々年比) ▲50%以上減少していること

支給額

法人は60万円以内、個人事業者等は30万円以内の額を支給

※算出方法：前年 (or前々年) 1月から3月の事業収入 - (前年 (or前々年) 同月比▲50%以上の月の事業収入×3)

申請方法 (調整中)

前年の確定申告、対象月の売上台帳の写しとともに、宣誓書において、緊急事態宣言によりどのような影響を受けたかを選択肢から選んで自己申告。

なお、一次取引先の納品書、顧客の居住地を示す宿帳、顧客名簿、入込観光客の統計等の保存を義務付け。

事業再構築補助金の特別枠の創設

通常枠

【要件】

- 申請前の直近6か月間のうち、任意の**3か月の合計売上高**が、コロナ以前と比較して**10%以上減少**していること。
- 自社の強みや経営資源（ヒトモノ等）を活かしつつ、「事業再構築指針」に沿った**事業計画を認定支援機関と策定**すること。
- 事業終了後3～5年で**付加価値額**又は、従業員一人当たり付加価値額の**年率平均3.0%以上増加**の達成を求める。

対象事業者	類型	補助上限	補助率
中小企業	通常枠	6,000万円	2/3
	卒業枠	1億円	2/3
中堅企業	通常枠	8,000万円	1/2※4,000万円超は1/3
	グローバルV字回復枠	1億円	1/2

特別枠

【要件】

- **通常枠の要件に加え**、緊急事態宣言に伴う飲食店の時短営業や不要不急の外出・移動の自粛等により影響を受けたことにより、令和3年**1～3月のいずれかの月**の売上高が**対前年（or対前々年）同月比で30%以上減少**していること。

【メリット】

- **事業規模に応じて補助上限を設定**した上で、**補助率を中小企業3/4**（通常枠：2/3）、**中堅企業2/3**（通常枠：1/2）に引き上げ。
- 通常枠より**迅速な審査・採択**を行うとともに、特別枠で不採択の場合でも、**通常枠で再審査**を受けることが可能。

従業員数	補助上限	補助率
5人以下	500万円	中小企業： 3/4 中堅企業： 2/3
6～20人	1,000万円	
21人以上	1,500万円	

※通常枠、特別枠ともにjGrants（電子申請システム）での申請受付を予定。 ※3月公募開始予定。

持続化補助金の要件緩和

現行（低感染リスク型ビジネス枠）

【要件】

- **感染拡大防止と事業継続を両立**させるために、新たなビジネスやサービス、生産プロセスの導入等、前向きな取組を加速化する**小規模事業者を対象に支援**。
- 補助上限100万円、補助率3/4、**補助金総額の1/4以内**（最大25万円）を**感染防止対策費に充当可能**。
（感染防止対策費：消毒液の購入や換気設備の導入等にかかる経費）

特別措置

【要件】

- 緊急事態宣言の再発令によって令和3年**1～3月のいずれかの月**の売上高が**対前年（or対前々年）同月比で30%以上減少**していること。

【メリット】

- 補助金総額に占める感染防止対策費の上限を通常1/4以内（最大25万円）から**1/2以内（最大50万円）に引き上げ、感染防止対策への支援を強化**する。
- 審査時における加点措置を講ずることにより**優先採択**。

	現行	特別措置
補助上限額	100万円 ※感染防止対策費は補助金総額の 1/4以内 （最大25万円）	100万円 ※感染防止対策費は補助金総額の 1/2以内 （最大50万円）
補助率	3/4	3/4

※現行、特別措置ともにjGrants（電子申請システム）での申請受付を予定。 ※3月公募開始予定。

資金繰り支援

緊急事態宣言再発令（1月8日）に伴う対応

- 政府系・民間金融機関による実質無利子・無担保融資については、これまでに230万件、43兆円を超える融資・保証を実施。これまでの実績も踏まえて、3次補正予算において追加で総額29兆円規模（予算額**3兆2,049億円**）の融資・保証枠を確保。
- また、政府系・民間金融機関による実質無利子・無担保融資の実質無利子等となる**上限額を引き上げ**（4,000万円/2億円⇒6,000万円/3億円）
※日本公庫は1月22日（金）、商工中金は2月1日（月）から運用開始。民間は自治体により異なるが、大半が運用開始済。

日本公庫（中小）	商工中金	日本公庫（国民）	民間（信用保証）
2億→3億	2億→3億	4000万→6000万	4000万→6000万

緊急事態宣言の延長に対する対応

- 迅速な資金繰り支援を行うために1月22日より実施している、日本政策金融公庫等における実質無利子・無担保融資等における、「直近1ヶ月」の売上減少（※）要件を、「**直近2週間以上**」での比較も可とする運用を**3月末まで継続**。
- （※）個人事業主▲5%、小規模事業者▲15%、中規模事業者▲20%。
- さらに、改めて、関係省庁より、政府系・民間の金融機関に対して、**中堅企業への資金繰り支援も含め、一定期間の返済猶予や最大限柔軟な対応などを要請**する予定。

緊急事態宣言に伴うイベント関連の対応措置（J-LODlive補助金）

緊急事態宣言に伴って延期・中止したイベント等のキャンセル費用を支援

【制度概要】

対象分野	音楽・演劇・伝統芸能等の公演、展示会、遊園地であって、PR動画を制作・配信することにより日本発コンテンツの海外展開や訪日外国人の増加に資するもの。
申請者	イベント又は遊園地の主催・運営法人
要件 (①及び②)	① 緊急事態宣言発令地域で、イベント開催制限や施設利用に関する協力依頼（下記）により開催等を自粛（延期・中止）すること（緊急事態宣言発令期間内に予定されていたものに限る） ② 自粛により延期・中止になったイベントに関連する内容のPR動画を制作し、配信プラットフォームに配信して海外に動画を配信すること
補助率/ 補助上限	下記の対象経費について定額補助（上限2,500万円）
対象経費	イベントを中止したにもかかわらず発生してしまった費用、映像制作・配信費 ・会場キャンセル費用、チケット払い戻し手数料、感染対策費、リハーサル経費等 ・開催予定だったイベントに関連する内容のPR動画を制作し、配信する費用も対象とする。

【参考：イベント開催制限・施設利用に関する協力依頼】

	イベントの開催制限 (音楽・演劇・伝統芸能、展示会等)	施設の使用制限 (展示場、遊園地、劇場、映画館等)
人数上限5,000人、かつ収容率50%	緊急事態措置	働きかけ（緊急事態措置以外）
営業時間短縮（20時まで。酒類提供は19時）	働きかけ（緊急事態措置以外）	働きかけ（緊急事態措置以外）